

平成 25 年 8 月 19 日
青森農業協同組合

残留基準値を超える農薬が検出されたピーマンの自主回収について

当 J A 農産物直売施設で販売されていた「ピーマン」から、青森市が実施した食品の収去検査の結果、食品衛生法で規定する残留基準値を超える農薬が検出されたため、8 月 6 日から 13 日に販売したピーマンを自主回収いたします。また、同一ほ場における未収穫分のピーマンについても出荷・販売を中止しております。

また、当該ピーマンおよび同一ほ場で生産されたピーマンは、共同選果による出荷物には混入していません。

なお、当該ピーマンについては、検出値から判断すると、通常の摂取では健康に影響を及ぼすおそれはありません。

1. 検査結果概要

- (1) 農産物名 ピーマン（平成 25 年 8 月 6 日仕入分）
- (2) 生産者 J A 青森あすなる直売センターの会の 1 農家
- (3) 検査結果

検出農薬成分	検出値	基準値
フェントエート	0.79 PPM	0.1 PPM

- (4) 結果判明日 平成 25 年 8 月 15 日（木）
- (5) 検査機関 一般社団法人青森県薬剤師会 衛生検査センター

2. 当該農産物の販売状況

- (1) 販売日 平成 25 年 8 月 6 ～ 13 日
- (2) 販売量 107 袋（約 200 g 入り／袋）
- (3) 販売場所 J A 青森あすなる直売センター（青森市大字羽白字富田 188-4）
J A 青森あすなる野菜パーク（青森市大字石江字江渡 59-13）

3. 販売者の対応

販売者は、同一のほ場で栽培されたピーマンについて、青森市保健所からの連絡を受け、平成 25 年 8 月 13 日から取扱を中止しています。

上記農産物直売施設で 8 月 6 日から 13 日に販売したピーマンすべてを対象に、8 月 17 日から同農産物直売施設で自主回収しております。

また、同農産物直売施設で当面ピーマンの販売を自粛いたします。

【参考】

フェントエートについて

- (1) 用途：殺虫剤（各種野菜・果樹等で使用されています）
- (2) 今回の検出量は、体重 60 kg の人が当該品を、洗わずに毎日約 220 g を一生涯食べ続けても健康に影響が認められない量です。

ADI：0.0029 mg/kg 体重/日

※ADI（Acceptable Daily Intake 一日摂取許容量）とは、人がある物質について、一定量を一生涯食べ続けても、認めるべき健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量のことです。

本件に関する問い合わせ先

J A 青森あすなる営農支援センター
TEL 017-763-2017